鳴沢村地域公共交通会議事務局規程

（趣旨）

第１条　この規程は、鳴沢村地域公共通会議設置規約第１３条の規定に基づき、鳴沢村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　交通会議の会議に関すること。

（２）　交通会議の資料作成に関すること。

（３）　交通会議の庶務に関すること。

（４）　前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第３条　事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

２　事務局長は、鳴沢村企画課長をもって充てる。

３　事務局員は、鳴沢村企画課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第４条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りではない。

（１）　事務局の運営に関すること。

（２）　物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。

（３）　物品及び現金の出納に関すること。

（４）　前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第５条　事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、鳴沢村において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第６条　交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理は、別表のとおりとする。

２　交通会議の公印の保管、取扱い等については、鳴沢村において定められている公印の取扱いの例による。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和７年７月７日から施行する

別表（第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 形状 | 書体 | 寸法 | 用途 | 個数 | 管理者 |
| 鳴沢村地域公共交通会議会長の印 | 鳴沢村  地域公共交通  会議会長印 | てん書体 | 方21mm | 会長名をもって発する文書  通帳届出印 | １個 | 事務局長 |